

兵庫県公報

令和4年3月4日 金曜日 第290号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 救急病院の認定（医務課）	1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	3
○ 同 上（同）	3
○ 阪神間都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	4
病院局公告	
○ 随意契約の相手方等の公示	5
公安委員会規則	
○ 兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	5
正 誤	
○ 令和4年2月8日付け兵庫県公報第283号中	5

公布された法令のあらまし

◎兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則（公安委員会規則第2号）

銃砲刀剣類所持等取締法の一部改正により都道府県公安委員会の許可を受けた者が所持する場合等を除き、クロスボウの所持が禁止されたこと等に伴い、兵庫県警察の組織について所要の整備を行うこととした。

告 示

兵庫県告示第254号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、申出（有効期限の更新）のあった次の医療機関を救急病院と認定した。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 名 称 医療法人愛和会 金沢病院
所在地 神戸市灘区神ノ木通4丁目2番15号
認定年月日 令和4年1月30日
認定の有効期限 令和7年1月29日
- 名 称 医療法人康雄会 西病院
所在地 神戸市灘区備後町3丁目2番18号
認定年月日 令和4年1月30日
認定の有効期限 令和7年1月29日
- 名 称 神戸市立西神戸医療センター
所在地 神戸市西区糞台5丁目7番地1
認定年月日 令和4年1月10日
認定の有効期限 令和7年1月9日
- 名 称 特定医療法人誠仁会 協和病院
所在地 神戸市西区押部谷町栄191番地の1

- 認定年月日 令和4年1月20日
- 認定の有効期限 令和7年1月19日
- 5 名称 明和病院
- 所在地 西宮市上鳴尾町4番31号
- 認定年月日 令和4年1月31日
- 認定の有効期限 令和7年1月30日
- 6 名称 伊丹恒生脳神経外科病院
- 所在地 伊丹市西野1丁目300番地1
- 認定年月日 令和4年2月1日
- 認定の有効期限 令和7年1月31日
- 7 名称 市立川西病院
- 所在地 川西市東畦野5丁目21番1号
- 認定年月日 令和4年2月3日
- 認定の有効期限 令和7年2月2日
- 8 名称 赤穂市民病院
- 所在地 赤穂市中広1090番地
- 認定年月日 令和4年2月11日
- 認定の有効期限 令和7年2月10日



兵庫県告示第255号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

事業名	地区名 (工区名)	地域名	工事着手 年月日	工事完了 年月日	備考 (事業内容)
農村災害対策整備事業	葛尾地区	洲本市五色町鮎原葛尾	平成25.10.2	平成30.3.5	ため池6カ所
農村地域防災減災事業	塔下地区	同 市五色町鮎原塔下	平成28.10.1	令和3.3.10	ため池2カ所
同上	皿池(北山)	淡路市北山	平成30.11.8	令和3.7.1	ため池1カ所



兵庫県告示第256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和4年3月4日から供用を開始する。

その関係図面は、令和4年3月4日から2週間、西播磨県民局光都土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
国道 250号	赤穂市鷗和字天神50番1から 同 市鷗和字天神52番3まで	旧	10.0から 12.0まで	107.0	
		新	10.0から 12.0まで	107.0	



兵庫県告示第257号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民センター神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
有馬(4)	神戸市	北区	有馬町	ウツギ谷	266番11、269番2、269番3、270番2の一部、271番1、271番2の一部、1291番、1292番の一部、1294番1から1294番3まで、1670番2の一部、1670番3の一部



兵庫県告示第258号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、阪神南県民センター西宮土木事務所及び西宮市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
青葉台 2丁目	西宮市		青葉台一丁目 青葉台二丁目		303番2、303番5、303番6の一部、303番7、304番2から304番4まで、304番7 319番、365番1、365番2、366番1、366番2、367番1、367番2、368番1、368番2、369番1の一部、369番2の一部、370番2の一部、373番1、373番2、374番1、374番2、375番1、375番2、376番1、376番2、377番1から377番3まで、543番の一部



兵庫県告示第259号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
芦屋市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
阪神間都市計画（芦屋国際文化住宅都市建設計画）下水道事業 芦屋市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 昭和30年4月1日から平成34年3月31日まで
変更後 昭和30年4月1日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
(i) 収用の部分

- 変更なし
 (2) 使用の部分
 変更なし

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和4年3月4日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 加西市北条町東高室プロジェクト（北区画）
 所在地 加西市北条町東高室字四ツ池938番 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ライフインベーション	大阪市淀川区西中島五丁目5番15号	阿江 九美子
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
株式会社ジュンテンドー	島根県益田市遠田町2179番地1	飯塚 正
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 令和4年10月15日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 4,330平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
81台
 - (2) 駐輪場の収容台数
18台
 - (3) 荷さばき施設の面積
96平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
20.9立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前8時から午後9時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前7時30分から午後9時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口1箇所、入口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 令和4年2月14日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課

- (2) 縦覧期間
令和4年3月4日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和4年7月4日
- (2) 提出先
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病 院 局 公 告

随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和4年3月4日

兵庫県病院事業 契約担当者
兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
兵庫県立病院遠隔画像診断ネットワーク機器一式
- 2 契約に関する事務を担当する課又は県立病院の名称及び所在地
兵庫県病院局企画課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和3年12月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
富士フィルムメディカル株式会社関西支社 大阪市港区弁天1丁目2番1号大阪ペイタワーオフィス7F
- 5 随意契約に係る契約金額
48,400,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約をした理由
政府調達に関する協定第13条第1項(c)による。

公 安 委 員 会 規 則

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月4日

兵庫県公安委員会
委員長 大内 ますみ

兵庫県公安委員会規則第2号

兵庫県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

兵庫県警察の組織に関する規則（昭和52年兵庫県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
第12条第7号を削る。

第27条第2号中「銃砲刀剣類」を「銃砲刀剣類等」に改める。

附 則

この規則は、令和4年3月15日から施行する。ただし、第12条の改正規定は、公布の日から施行する。

正 誤

○令和4年2月8日付け（兵庫県公報第283号）

兵庫県告示第163号（瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
5	表種類の項	46号イ 水洗施設（71号の5ジクロロメタンによる洗浄施設（No. 1））	46号イ 水洗施設（71号の5ジクロロメタンによる洗浄施設）
		46号イ 水洗施設（No. 2）	46号ロ ろ過施設（No. 1）
6	表種類の項	46号ロ ろ過施設（No. 3）	46号ロ ろ過施設（No. 2）
		ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 15号イ 廃ガス洗浄施設（No. 4）	ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第2 15号イ 廃ガス洗浄施設